

# 群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 16. 11. 18 平成 17. 6. 10

平成 18. 4. 1 平成 20. 10. 1

平成 25. 4. 1 平成 26. 4. 1

平成 30. 4. 1 令和 2. 4. 1

## (趣 旨)

第1条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）並びに群馬大学学則第65条及び群馬大学大学院学則第45条の規定に基づき、本学の学部若しくは大学院又は専攻科（以下「学部等」という。）に入学する者（科目等履修生，研究生及び聴講生等として入学する者を除く。以下同じ。）の入学料の免除及び徴収猶予並びに学部等学生（科目等履修生，研究生及び聴講生等を除く。以下同じ。）の授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予に関する取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (入学料免除の対象)

第2条 学部の入学料免除の対象は、学部に入学者であって次の各号のいずれかに該当する特別な事情によって納入が著しく困難であると認められるものとする。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）給付型奨学金支給対象者（外国人留学生を除く。）

(2) 入学前年の1月以降において学部に入学者の学資や生活費を主として負担している者（以下この号において「生計維持者」という。）が死亡し、又は学部に入学者若しくは生計維持者が風水害等の災害を受けた場合

(3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

第3条 大学院又は専攻科の入学料免除の対象は、大学の大学院の研究科(学府を含む。)又は大学の専攻科（以下「大学院等」という。）に入学者であって経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められるものとする。

2 前項に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納入が著しく困難であると認められる者は、免除の対象とすることができる。

(1) 入学前年の1月以降において、大学院等に入学者の学資や生活費を主として負担している者（以下この号において「生計維持者」という。）が死亡し、又は大学院等に入学者若しくは生計維持者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

## (入学料免除の額)

第4条 入学料免除の額は、原則として入学料の全額，半額，3分の2の額又は3分の1の額とする。

## (入学料免除の申請手続)

第5条 入学料の免除を受けようとする者は、別表1に掲げる書類を本学が定める日までに学長に提出しなければならない。

(入学料免除の許可)

第6条 入学料免除の許可は、学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

(入学料の徴収猶予の対象)

第7条 入学料の徴収猶予の対象は、学部等に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情があるものとする。

(1) 経済的理由によって納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前年の1月以降において、学部等に入学する者の学資や生活費を主として負担している者（以下この号において「生計維持者」という。）が死亡し、又は学部等に入学する者若しくは生計維持者が風水害等の災害を受け、納入期限までに納入が困難であると認められる場合

(3) 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

2 入学料免除を不許可とされた者又は半額、3分の2の額若しくは3分の1の額の免除を許可された者は、免除の判定結果を告知された日から起算して14日以内に入学料の徴収猶予を申請できるものとする。

(入学料の徴収猶予の申請手続)

第8条 入学料の徴収猶予を受けようとする者は、別表2に掲げる書類を本学が定める日までに学長に提出しなければならない。

(入学料の徴収猶予の許可)

第9条 入学料の徴収猶予の許可は、委員会の議に基づき、学長が行う。

(入学料の徴収猶予期間)

第10条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予の判定期間中徴収を猶予する。

2 入学料の徴収猶予を許可された者の入学料の徴収猶予期間は、学年の始めに入学する者については、当該入学年度の9月30日まで、学期の区分に従い、学年の途中から入学する者については、当該入学年度の3月10日までとする。

(免除の不許可者等の納入期限)

第11条 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額、3分の2の額若しくは3分の1の額の免除を許可された者（第7条第2項により徴収猶予を申請した者を除く。）に係る入学料は、免除又は徴収猶予の判定結果を告知された日から起算して14日以内に納入すべき入学料を納入しなければならない。

(除籍による入学料免除)

第12条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次の各号のいずれかに該当するときは、未納の入学料の全額を免除する。

(1) 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額、3分の2の額若しくは3分の1の額の免除又は徴収猶予を許可された者で、納入すべき入学料を所定の期日までに納入しないことを理由として除籍された場合

(2) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(授業料免除の対象)

第13条 授業料免除は、学部等学生を対象とし、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 機構給付型奨学金支給対象者（外国人留学生を除く。）
- (2) 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (3) 授業料の各学期開始日前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前年の1月以降）において、学部等学生の学資や生活費を主として負担している者（以下「生計維持者」という。）が死亡し、又は学部等学生若しくは生計維持者が風水害等の災害を受け、納入が著しく困難と認められる場合
- (4) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

(授業料免除の額)

第14条 授業料免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額、半額、3分の2の額又は3分の1の額とする。

(授業料免除の申請手続)

第15条 授業料の免除を受けようとする者は、別表3に掲げる書類を本学が定める日までに学長に提出しなければならない。

2 前項により申請をした者に係る授業料は、免除の判定期間中徴収を猶予する。

(授業料免除の許可)

第16条 授業料免除の許可は、当該期限とし、委員会の議に基づき学長が行う。

(授業料免除の取消)

第17条 授業料の免除を受けている者は、その理由が消滅したときは、速やかにその理由を付して学長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったとき、又は授業料の免除を受けている者について、不正事実が判明したときは、委員会の議に基づき学長が許可を取り消すものとする。

(授業料の徴収猶予の対象)

第18条 授業料の徴収猶予の対象は、学部等学生であって次の各号のいずれかに該当する特別な事情がある者とする。

- (1) 経済的理由によって納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 学部等学生又は生計維持者が各学期開始日前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の徴収猶予に係る場合は、入学前年の1月以降）において風水害等の災害を受け、納入困難と認められる場合
- (3) 行方不明の場合
- (4) 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

(授業料の徴収猶予)

第19条 授業料の徴収猶予は、前期分については9月30日、後期分については3月10日までとする。ただし、特別な事情がある場合は、前期分についても3月10日まで延長することができる。

2 特別な事情がある場合は、月割分納を許可することができる。この場合月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。

(授業料の徴収猶予の申請手続)

第 20 条 授業料の徴収猶予の許可を受けようとする者（学部等学生が行方不明の場合は学部等学生に代わる者）は、次の各号に掲げるいずれかの書類を前期及び後期の授業料納入期限までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書（様式 4）
- (2) 授業料月割分納申請書（様式 5）

(授業料の徴収猶予の許可)

第 21 条 授業料の徴収猶予の許可は、委員会の議に基づき学長が行う。

(授業料の徴収猶予の取消)

第 22 条 授業料の徴収猶予の許可を受けている者は、その理由が消滅したときは、速やかにその理由を付して学長に届け出なければならない。

(休学による授業料免除)

第 23 条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者については、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

- (1) 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程第 3 条第 2 項に定める授業料徴収月の末日までに休学を許可された者又は休学を命ぜられた者

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月 (休学の開始が月の初日の場合は休学当月) から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

- (2) 前号に規定する学生で、引き続き休学を許可された者又は休学を命ぜられた者

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

(除籍による授業料免除)

第 24 条 学部等学生が次の各号のいずれかに該当するときは、未納の授業料の全額を免除することができる。

- (1) 授業料の未納を理由として除籍された場合
- (2) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(寄宿料免除の対象)

第 25 条 寄宿料免除の対象は、学部等学生であって学部等学生又は生計維持者が風水害等の災害を受け、納入が著しく困難と認められるものとする。

(寄宿料の免除額)

第 26 条 寄宿料の免除額は、災害当月の翌月から起算して 6 月間の範囲内において学長が必要と認める期間の寄宿料の全額とする。

(寄宿料免除の申請手続)

第 27 条 寄宿料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を災害を受けた日から 30 日以内に学長に提出しなければならない。

- (1) 寄宿料免除申請書（様式 6）
- (2) 学部等学生又は生計維持者の居住地の市町村長の罹災証明書
- (3) その他参考となる証明書

(寄宿料免除の許可)

第 28 条 寄宿料免除の許可は、委員会の議に基づき学長が行う。

(除籍による寄宿料免除)

第 29 条 学部等学生が次の各号のいずれかに該当するときは、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍された場合

(2) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(寄宿料免除の取消)

第 30 条 寄宿料免除を受けている者は、その理由が消滅したときは、速やかに理由を付して学長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったとき、又は寄宿料の免除を受けている者について不正事実が判明したときは、委員会の議に基づき学長が許可を取り消すものとする。

(規程の改廃)

第 31 条 この規程の改廃は、執行役員会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第5条関係)

免除対象	提出書類	提出期限
第2条又は第3条に該当する者	(1)入学料免除申請書(様式1) (2)家庭調書 (3)学部等学生及び同一生計者の市区町村長の発行する所得課税証明書 (4)その他参考となる証明書等  ※機構給付型奨学金申請者は機構の申請要領による提出書類とする。	入学手続日

別表2 (第8条関係)

徴収猶予対象	提出書類	提出期限
第7条第1項に該当する者	(1)入学料徴収猶予申請書(様式2) (2)家庭調書 (3)学部等学生及び同一生計者の市区町村長の発行する所得課税証明書 (4)その他参考となる証明書等	入学手続日
第7条第2項に該当する者	(1)入学料徴収猶予申請書(様式2)  (注)上欄(2)~(4)については省略することができる。	判定結果を告知された日から起算して14日以内

別表3 (第15条関係)

免除対象	提出書類	提出期限
第13条に該当する者	・授業料免除申請書(様式3) 給付型奨学金申請者 ・機構申請要領による提出書類  給付型奨学金申請者以外の者 ・家庭調書 ・学部等学生及び同一生計者の市区町村長の発行する所得課税証明書 ・その他参考となる証明書等	入学手続日又は前期及び後期の授業料納入期限

(様式1)

入 学 料 免 除 申 請 書

年 月 日

群 馬 大 学 長 殿

学 部 学科 (専攻科)  
研究科(学府) 専攻 ※ 1. 修士課程 2. 博士前期課程  
3. 博士課程 4. 博士後期課程  
5. 専門職学位課程

受験 (学籍) 番号 番  
本人氏名

(本人が署名すること)

保証人氏名 (本人との続柄 )

(保証人が署名すること)

保証人住所

\*外国人留学生が申請する場合の保証人署名は不要

年度入学料の免除を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

[生計維持者が無職 (失業中) の場合：生活費の出所]

(備考) ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式2)

入 学 料 徴 収 猶 予 申 請 書

年 月 日

群 馬 大 学 長 殿

学 部 学科 (専攻科)  
研究科(学府) 専攻 ※1. 修士課程 2. 博士前期課程  
3. 博士課程 4. 博士後期課程  
5. 専門職学位課程

受験 (学籍) 番号 番  
本人氏名

(本人が署名すること)

保証人氏名 (本人との続柄 )

(保証人が署名すること)

保証人住所

\*外国人留学生が申請する場合の保証人署名は不要

年度入学料の徴収猶予を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

---

[入学料納入期日] 年 月 日までに納入します。

---

(備考)

1. ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。
2. 入学料免除を不許可とされた者又は半額免除、2/3の額免除若しくは1/3の額免除を許可された者は、関係書類を省略することができる。



(様式3)

授 業 料 免 除 申 請 書

年 月 日

群 馬 大 学 長 殿

学 部 学科 (専攻科)  
研究科(学府) 専攻 ※1. 修士課程 2. 博士前期課程  
3. 博士課程 4. 博士後期課程  
5. 専門職学位課程

入学年月 年 月 ※1. 入 学 2. 編 入 学  
在籍学年 年次 (学籍番号 番)  
本人氏名

(本人が署名すること)

保証人氏名 (本人との続柄 )

(保証人が署名すること)

保証人住所

\*外国人留学生が申請する場合の保証人署名は不要

年度 期分授業料の免除を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

[生計維持者が無職（失業中）の場合：生活費の出所]

休	期間	～	理由	※1. 病気 2. 留学 3. その他( )
学				
歴	期間	～	理由	※1. 病気 2. 留学 3. その他( )

(備考) ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式4)

授 業 料 徴 収 猶 予 申 請 書

年 月 日

群 馬 大 学 長 殿

学 部 学科 (専攻科)  
研究科(学府) 専攻 ※1. 修士課程 2. 博士前期課程  
3. 博士課程 4. 博士後期課程  
5. 専門職学位課程

学 籍 番 号 番  
本 人 氏 名

(本人が署名すること)

保 証 人 氏 名 (本人との続柄 )

(保証人が署名すること)

保 証 人 住 所

\*外国人留学生が申請する場合の保証人署名は不要

年度 期分授業料の徴収猶予を、下記のとおり申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

期分納入期日 月 日まで

(備考)

1. 前期分は9月30日、後期分は3月10日までとし、特別の事情があるときは前期分についても3月10日までの期日を定めて記入すること。
2. ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式5)

授業料月割分納申請書

年 月 日

群馬大学長 殿

本人現住所

学 部 年度入学  
研究科(学府) 学籍番号 番  
専攻科 氏 名

保証人現住所

氏 名

年度 期授業料の月割分納を、下記のとおり申請いたします。

記

理由

前期	第1回	月	日まで	第4回	月	日まで
後期	第2回	月	日まで	第5回	月	日まで
	第3回	月	日まで	第6回	月	日まで

(備考)

1. 月割分納の最終期は、前期は9月30日まで、後期は3月30日までとすること。
2. 氏名は、必ず本人が署名すること。

(様式6)

寄宿料免除申請書

年 月 日

群馬大学長 殿

本人現住所  
学 部 年度入学  
研究科(学府) 学籍番号 番  
専攻科 氏 名

保証人現住所  
氏 名

年 月分から 年 月分まで寄宿料の免除を、下記のとおり別紙証明書を添えて申請いたします。

記

理由

備考 氏名は、必ず本人が署名すること。